

**福島イノベーション・コースト構想 交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業
「地域住民向けセミナーの開催」公募型プロポーザル方式募集要領**

1 目的

この要領は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という）が実施する『福島イノベーション・コースト構想 交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業「地域住民向けセミナーの開催」』において、公募型プロポーザル方式により事業受託候補者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるもの。

2 委託事業の概要

（1）事業名

福島イノベーション・コースト構想 交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業
「地域住民向けセミナーの開催」

（2）事業受託者の選択方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という）

（3）事業実施期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

（4）事業の内容

「地域住民向けセミナーの開催 委託仕様書」のとおり

3 委託契約上限額

6, 600, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

- ・この上限額以下の金額で委託事業を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。
- ・見積書作成に当たっての消費税は、10%で算定すること。

4 委託契約に関する事項

委託者「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」を甲とし、受託者を乙とする。

（1）契約方法

甲の財務規程に基づき、委託契約を締結する。契約内容は甲と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適當であると認められる場合は、契約を締結しないことがある。

また、甲が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（2）委託料の支払

乙からの「事業完了届」及び「事業実績報告書」を受理し、甲の検査を経て、乙の請求に基づき支払うこととする。

（3）契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(4) 再委託について

ア 乙は、委託業務における契約における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等については再委託することはできない。

イ 乙は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

5 スケジュール

内 容	日 時
質問書の提出期限	令和7年4月24日（木）
質問書への回答	令和7年4月28日（月）
参加表明書提出期限	令和7年5月7日（水） 17:00
企画提案書提出期限	令和7年5月14日（水） 17:00
審査（プレゼンテーション）	令和7年5月20日（火）（予定）
審査結果通知日	令和7年5月23日（金）（予定）
契約締結	令和7年6月中旬（予定）

6 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

(1) 次の各号のいずれにも該当しない者。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2) 次に該当しない者。

機構は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立をし、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 機構が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該機構の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- キ 上記「5 参加資格等」により、本プロポーザルに参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く）。又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 福島県税を滞納している者でないこと。
- (7) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、機構のホームページから取得できる。

URL : <https://fipo.or.jp/>

8 質問等の受付

(1) 受付期間

上記「5 スケジュール」で定める期間内とする。

(2) 提出方法

質問書（様式第 1 号）により、機構宛てに電子メールまたは FAX で提出のうえ、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。なお、書面以外による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、機構のホ

ホームページに上記「5 スケジュール」で定める期間内に公表する。

9 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

上記「5 スケジュール」で定める期間内とする。

(2) 提出様式

事務局まで以下について指定部数を郵送または持参すること。

郵送による場合、提出期限内必着とする。持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日の9:00～17:00とする。

ア 参加表明書（様式第2号）（正本1部）

イ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等（5部）

ウ 主な受託事業実績（任意様式）（5部）

エ 役員一覧（様式第3号）（正本1部）

オ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第4号）（正本1部）

(3) 作成上の留意点

(2) ウについては、過去に本事業に類似する事業を実施した実績を記載することとし、当該事業の契約書等の写し（参加資格を満たしていることが契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類（仕様書や報告書（該当部分の抜粋で可）の写し）も併せて添付すること。

10 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

上記「5 スケジュール」で定める期間内とする。

(2) 提出書類

事務局まで以下について指定部数を郵送または持参すること。

ア 提案書

様式任意（A4横・カラー両面印刷・表紙を除き20ページ以内）（正本1部 副本4部）

イ 参考見積書

様式任意（業務の各項目に対応した内訳を記載すること）（正本1部 副本4部）

(3) 提案の内容

原則として、事業者の特長を活かした自由提案とするが、「地域住民向けセミナーの開催 委託仕様書」及び下記ア～ウの内容について盛り込み、事業費内に収まるように積算し提案すること。

ア 福島イノベーション・コースト構想及び本事業に対する考え方

イ セミナー開催方法

ウ 実施スケジュール・事業実施体制・進行管理方法

11 提案書の無効

次の各号の1つ以上に該当する場合、参加表明書及び提案書（以下提案書等）は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 提出者が上記「5 参加資格等」に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。
- (3) 提案書等の提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合（なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達の記事を有さない者からの異議は受け付けない）。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合。
- (6) 提示した業務内容と大きくかけ離れている場合。
- (7) 提案内容に対して見積もりが不適切な場合。
- (8) 提案書の提出から契約までの間に、提案書で提示した事業実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合（ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く）。
- (9) プレゼンテーション当日に出席しなかった場合（ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く）。

12 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用ならびにプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、審査及び説明のためにその写しを作成し使用できるものとする。
- (4) 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする（ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある）。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用できるものとする。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

13 選定方針

(1) 選定方式

事業受託者の選定は、別途設置する『「地域住民向けセミナーの開催」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）』が行うものとする。審査委員会は、提案書等の内容を総合的に評価し、事業受託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

なお、提出状況によって、審査の選定方式及びスケジュールが変更になる場合がある。

(2) プロポーザル審査

提出のあった企画提案書についてプレゼンテーションを受け、総合的に判断して最も優れた提案者を選定する。

ア 日時：上記「5 スケジュール」のとおり

イ 場所：機構内会議室（福島市中町1番19号 中町ビル6階）（予定）

ウ 概要

（ア）1社あたりの出席者は2名以内とする。

(イ) 1 提案者あたりの時間は、25 分程度とする。

※15 分以内のプレゼンテーション、10 分程度の質疑

(ウ) プレゼンテーションに使用する資料は提案書と同じ内容とし、追加の資料の配付は認めない。

(エ) プレゼンテーションの日時や場所の詳細、当日プレゼンテーションで利用できる機器等は、参加表明書の提出のあった者に別途通知する。

(オ) 審査の結果、上位複数社が同評価であった場合は、参考見積額が低価格で提案した者に決定する。

(カ) 審査結果は、プレゼンテーション審査に参加した全社に対して書面にて通知する。

(キ) 審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

(3) 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

審査項目	評価の視点	配点
事業遂行能力等		30点
事業実施体制	・ 本事業を実施するうえで十分な体制であるか。 ・ 不測の事態が起きた場合に対応できる体制であるか。 ・ 本事業と類似の業務の受注実績があるか。	
スケジュール	・ 本事業を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	
企画提案内容		70点
事業理解	・ 本事業の目的や事業内容を理解しているか。	
企画性	・ 提案されたコンセプトやアピールポイントは的確か。	
情報発信	・ 構想の浸透が図られる広報を提案しているか。	
独創性	・ 仕様書に記載されている内容以外に、本事業の効果を高める提案をしているか。	
事業経費	・ 事業経費は適正であるか。	
合計		100点

※ 契約候補者は合計点数 60 点以上の獲得を要するものとする。

(4) 評価方法

審査項目ごとに評価点を付す。評価基準は以下のとおりとする。

点数	5	4	3	2	1
評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

14 契約の締結

審査委員会が選定した最も適した提案書提出者と、機構財務規程に基づき契約交渉を行うが、上記 10 の無効条項等に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む）は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を候補者とする。

15 その他

- （１）企画提案のあった規模を下回ることとはできない。実現可能な提案とすること。
- （２）提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

16 問い合わせ先（事務局）

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島オフィス 交流促進部 交流促進課 担当：久留飛（くるび）

住 所：〒960-8043 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階

電 話：024-581-6893 FAX：024-581-6898

メール：koryu-sokushin6893@fipo.or.jp